

令和 2年 7月 7日

医学科学学生各位

医学部医学科長
廣田和美
医学部医学科学務委員長
鬼島宏

医学部医学科講義室等の使用禁止及び立ち入り制限の緩和について

令和2年6月5日付け文書により周知しております医学部講義室等の使用禁止及び立ち入り制限の緩和について、7月6日（月）から当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1. 基礎校舎の講義室，自習室及びリフレッシュスペース（階段の脇）及び講義棟の使用禁止は継続する。
2. 臨床研究棟，附属病院内及び学生支援センター1号棟への立ち入り禁止は継続する。
3. 上記2について，PCR 検査を実施し，臨床実習を許可された学生（5．6年次）は除く。
ただし，国内特定地域に移動した場合，臨床実習参加前2週間の経過観察期間が必要となることから，経過観察期間終了後に臨床実習への参加が許可される。

| |
|--|
| <p>【本件担当】 医学科学務担当 内線：5204 E-mail：jm5204@hirosaki-u.ac.jp</p> |
|--|